

MCCP の第一種特定化学物質への指定に伴う優先評価化学物質「モノ（又はポリ）クロロアルカン（C＝14～17、直鎖型）」（優先評価化学物質通し番号 218）から MCCP を除いた評価単位でのスクリーニング評価結果（報告）

令和 8 年 8 月

厚生労働省

経済産業省

環境省

## 1. 背景

令和 8 年 5 月に「ポリ塩化直鎖パラフィン（炭素数が 14 から 17 までのものであつて、塩素の含有量が分子量の 45 パーセント以上のもにに限る。）」（以下「MCCP」という。）を第一種特定化学物質に指定する化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令が閣議決定され、公布された。

MCCP は現在、生態影響の観点から専門家による詳細評価を踏まえて指定された優先評価化学物質通し番号 218「モノ（又はポリ）クロロアルカン（C＝14～17、直鎖型）」（以下「優先 218」という。）の範囲に含まれており、MCCP を第一種特定化学物質に指定することに伴い、優先 218 の指定範囲から MCCP を除くことが適切である。

このため、令和 8 年 1 月に開催された 3 省合同審議会<sup>1</sup>において、MCCP の第一種特定化学物質への指定と同時に優先 218 は優先評価化学物質の指定を取り消し、優先 218 から MCCP を除いた評価単位について優先評価化学物質として指定すべきか否かについてスクリーニング評価を実施することとされた。また、令和 5 年度実績の優先 218 の届出情報が全て MCCP を除いた評価単位の化学物質であると仮定して、一般化学物質のスクリーニング評価と同様の方法により令和 8 年度にスクリーニング評価を実施することとされた。

## 2. 暴露クラス

暴露クラスは、優先 218 の届出情報が全て MCCP を除いた評価単位の化学物質であると仮定し、化審法に基づき、事業者等から届出のあった令和 5 年度実績の製造・輸入・出荷数量並びに用途分類毎に設定したスクリーニング評価用の排出係数から推計される全国合計排出量に、分解性を加味して付与した。

結果、人健康影響及び生態影響の両方において暴露クラスはともに暫定的に「5」を付与した。

<sup>1</sup> 令和 7 年度第 9 回薬事審議会化学物質安全対策部会化学物質調査会、令和 7 年度化学物質審議会第 4 回安全対策部会、第 261 回中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会

[https://www.meti.go.jp/shingikai/kagakubusshitsu/anzen\\_taisaku/2025\\_04.html](https://www.meti.go.jp/shingikai/kagakubusshitsu/anzen_taisaku/2025_04.html)

### **3. 有害性クラス**

#### **(1) 人健康影響**

優先 218 から MCCP を除いた評価単位について、人健康影響に関する有害性情報は得られなかった。

#### **(2) 生態影響**

優先 218 の指定根拠となった有害性情報は塩素化率 52%に関する情報であり、優先 218 から MCCP を除いた評価単位については、生態影響に関する有害性情報は得られなかった。

### **4. スクリーニング評価結果**

人健康影響及び生態影響に関する有害性情報はいずれも得られていないが、仮にデフォルト（人健康は 2、生態は 1）の有害性クラスと優先 218 の届出情報が全て MCCP を除いた評価単位の化学物質であると仮定した暴露クラスを適用した場合（※）においても、人健康影響及び生態影響の両方において優先度は「中」に区分されることから、優先評価化学物質に指定することは適当ではないと考えられる。

※有害性に係る情報がない場合には、必要に応じて一定の有害性があるものとみなして、デフォルトの有害性クラスを付与して評価を進める。有害性を過度に過大評価している可能性に留意する必要がある。また、暴露クラスについても暫定的な値であることから、過大評価している可能性に留意する必要がある。

### **5. 今後の対応**

優先 218 については、MCCP の第一種特定化学物質への指定が施行される令和 8 年 11 月 22 日に優先評価化学物質の指定を取り消す。

優先 218 から MCCP を除いた評価単位については、今般のスクリーニング評価結果に従い、優先評価化学物質に指定せず、今後も今般と同様の評価単位において一般化学物質としてスクリーニング評価を行う。

なお、優先 218 から MCCP を除いた評価単位については、生態影響の有害性に関して、一定程度の毒性がある可能性（PNEC が 0.001 mg/L を大きく下回る可能性）があることを示した上で有害性情報の提供依頼を行い、今後届け出られる優先 218 から MCCP を除いた評価単位の製造・輸入数量等の届出情報を用いて付与する暴露クラスを使用して改めてスクリーニング評価を行う。

(参考)

# 優先 218 から MCCP を除いた評価単位の生態影響に関する有害性について

- ・ 今回優先 218 から除かれる MCCP は、塩素含有率が 45%以上である。
- ・ 塩素含有率が 52% の MCCP について得られた情報から導出した PNEC は 0.00008 mg/L であり、ミジンコ類に強い毒性を示している。
- ・ MCCP と炭素鎖長が異なる「ポリ塩化直鎖パラフィン（炭素数が 10 から 13 までのものであって、塩素の含有量が全重量の 48 パーセントを超えるものに限る。）」（以下「SCCP」という。）については、塩素含有率が 20%、56%及び 61%の物質の甲殻類慢性毒性値（20% wt Cl は NOEC=0.05 mg/L、56% wt Cl は NOEC=0.05 mg/L、61% wt Cl は NOEC=0.02 mg/L）が NICNAS リスク評価書<sup>2</sup>に掲載されており、20%と 56%は同じ毒性値であり、61%は小さい毒性値であった。

## MCCP の塩素含有率 52%に関する有害性情報

| 評価単位名称                                   | PNEC(mg/L)<br>(A) / (B) | 根拠               |            | 藻類(mg/L)        |                        |                 |                   | ミジンコ類(mg/L)         |                        |                 |                   | 魚類(mg/L)            |                        |                     |                   |
|------------------------------------------|-------------------------|------------------|------------|-----------------|------------------------|-----------------|-------------------|---------------------|------------------------|-----------------|-------------------|---------------------|------------------------|---------------------|-------------------|
|                                          |                         | 最小値(mg/L)<br>(A) | UFs<br>(B) | 急性毒性値<br>(EC50) | EC50/UFs<br>(ACR*種間外挿) | 慢性毒性値<br>(NOEC) | NOEC/UF<br>(種間外挿) | 急性毒性<br>値<br>(EC50) | EC50/UFs<br>(ACR*種間外挿) | 慢性毒性値<br>(NOEC) | NOEC/UF<br>(種間外挿) | 急性毒性<br>値<br>(LC50) | LC50/UFs<br>(ACR*種間外挿) | 慢性毒性<br>値<br>(NOEC) | NOEC/UF<br>(種間外挿) |
| alkanes, C14-17<br>chloro-(塩素含有率<br>52%) | 0.00008*                | 0.004            | 50         | >               | 3.2                    | >=              | 3.2               | >=                  | 0.64                   | 0.0059          |                   | 0.004               |                        | 0.0008              |                   |
| (凡例)                                     |                         |                  |            |                 |                        |                 |                   |                     |                        |                 |                   |                     |                        |                     |                   |
| PNEC算出の根拠データ                             |                         |                  |            |                 |                        |                 |                   |                     |                        |                 |                   |                     |                        |                     |                   |
| * PNECが非常に低い(0.0001 mg/L以下)物質に該当する。      |                         |                  |            |                 |                        |                 |                   |                     |                        |                 |                   |                     |                        |                     |                   |

出典)

Semi-static reproduction test with Chloroparaffin Hoechst 52 「flüssig and Daphnia magna (OECD Guideline no 202)  
TNO Environmental and Energy Research. TNO report IMW-R93/020.

<sup>2</sup> NICNAS (2001). Short chain chlorinated paraffins (SCCPs), National Industrial Chemicals Notification and Assessment Scheme, Priority Existing Chemical Assessment Report No.16.  
<https://www.industrialchemicals.gov.au/sites/default/files/PEC16-Short-chain-chlorinated-paraffins-SCCPs.pdf>